

学校環境衛生検査票「揮発性有機化合物」
(パッシブ法)

学 校 名					
学校担当職員氏名				学校薬剤師氏名	
検 査 年 月 日		令和 年 月 日 ()			
採取教室等	名称				
	場所	館・棟 階			
	換気設備	有 (恒常的稼動 ・ 随時稼動) ・ 無			
	建物構造	木造 ・ 鉄筋コンクリート ・ 鉄骨プレハブ ・ その他 ()			
換気時間 (30分以上)		月 日 時 分 ~ *		月 日 時 分	
閉鎖時間 (5時間以上)		* 月 日 時 分 ~ **		月 日 時 分	
採取時間・気温 (8時間以上)		開始 **	月 日 時 分	天候・室温	・ °C
		終了	月 日 時 分	天候・室温	・ °C
		時間			
測 定 結 果	ホルムアルデヒド (基準：100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)		$\mu\text{g}/\text{m}^3$		児童生徒等がない教室等において、30分以上換気の後5時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあつては高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあつてはガスクロマトグラフ-質量分析法により測定した場合に限り、その結果が基準値の1/2以下の場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。
	トルエン (基準：260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)		$\mu\text{g}/\text{m}^3$		
	キシレン (基準：200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下※2) ※1		$\mu\text{g}/\text{m}^3$		
	パラジクロロベンゼン (基準：240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) ※1		$\mu\text{g}/\text{m}^3$		
	エチルベンゼン (基準：3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) ※1		$\mu\text{g}/\text{m}^3$		
	スチレン (基準：220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) ※1		$\mu\text{g}/\text{m}^3$		
所見欄					

*及び**は、それぞれ同じ日時となること。

※1は、必要と認める場合に行う。

※2 学校環境衛生基準の一部改正により、令和3年4月1日よりキシレンの基準を変更。

(注) 検査機関に依頼した場合は、結果を転記すること。(検査機関名：)

[学校環境衛生検査票ver. 1] 日本薬剤師会学校薬剤師部会 (2019年10月)

換気設備が恒常的に稼動している場合には、稼動したまま採取することも可能ですが、基準値の1/2以下の場合であっても次回からの検査を省略できません。